

## 電子取引に関するお取決め事項



フジフューチャーズ株式会社

### (取決め事項の定義)

第1条 この「電子取引に関するお取決め事項」(以下「本取決め事項」といいます。)は、委託者(以下「お客様」といいます。)がフジフューチャーズ株式会社(以下「当社」といいます。)の運営する電子取引「Venus(ヴィーナス)」(以下「本システム」といいます。)を利用して、当社に委託して行う商品先物取引に関するお客様と当社との取決めです。

なお、本取決め事項における「営業日」とは株式会社日本商品清算機構(以下「清算機構」といいます。)が定める計算区域毎の日を意味しています。

### (本システムの利用)

第2条 お客様が本システムを利用するにあたっては、当社に対し「契約締結前交付書面」、「受託契約準則」(以下「準則」といいます。)、 「ロスカット規程」及び本取決め事項等の内容を了知した上で取引を行うことを承諾する旨の申し込みを行い、所定の口座開設審査の承認を経たのちに当社からユーザIDを簡易書留郵便にて郵送し、届いていることの確認が必要となります。

なお、口座開設申込みから90日以内に口座開設審査の手続きが完了しない場合、再度の申し込みが必要となります。

また、当社において複数の口座を持つことはできません。

- 2 準則第5条第1項第6号の規定にかかわらず、代理人を定めることはできません。
- 3 審査の内容及び結果に関するお問い合わせに対しては一切お答えしません。
- 4 審査・承認は、本システム利用の停止または解約後に、お客様が口座の利用を再開しようとする場合、その他当社が必要と認める際にも行うこととします。
- 5 当社からお客様に通知したユーザIDはお客様本人のみが使用でき、他人に貸与、譲渡することはできません。お客様のユーザID、パスワードを使用して行われた取引は、全てお客様に帰属するものとします。

### (法令などの遵守)

第3条 お客様が本システムを利用して売買注文を委託され、当社がその取次をするときは、お客様及び当社は、関係諸法令、商品取引所の準則、本取決め事項、ロスカット規程等を遵守するものとします。

### (本システムの情報保護)

第4条 お客様は本システムのサービスを利用して知ることになった情報やデータを無断で第三者に提供または開示することはできません。

### (本システムの利用時間)

第5条 お客様が本システムを利用できる時間は、毎営業日日中立会終了後から夜間立会開始までに行われるメンテナンス作業を除く時間となります。なお、サービスの内

容及び利用時間はお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

- 2 システム保守のために必要なサーバーメンテナンス作業は随時行います。サーバーメンテナンス作業中は一部もしくは全ての機能の利用ができません。

#### **(取扱銘柄)**

第6条 お客様が取引できる銘柄は、当社が定める銘柄とします。商品取引所が売買を規制した場合及び当社が自主的に売買を規制した場合は、その銘柄については取引できません。

#### **(取引の数量)**

第7条 お客様が取引できる数量は、商品取引所が定める建玉制限の範囲内で当社が定める建玉制限の範囲内及び投資可能資金額の範囲内の数量とします。なお、この計算は準則に基づいて本取決め事項第8条に定める方法により行います。

- 2 限月の繰越や他社での建玉との合算で商品取引所が定める建玉制限を超過した場合は、商品取引所の業務規程等諸規程に基づいて建玉を処理します。商品取引所及び当社が定める建玉制限を超過している状態では当該銘柄全ての限月において新規の建玉はできません。

#### **(前受証拠金、投資可能限度額及び取引可能額)**

第8条 本システムは前受証拠金制度とし、お客様は、投資可能限度額と取引可能額を比べ、どちらか少ない金額の範囲内において新規売買注文の発注を行うことができます。お客様が注文入力される時点での投資可能限度額は、お客様が申告した投資可能資金額から売買差損益金から手数料（消費税を含む。）を差し引いた損金額（益金額は含まず。）を加算し、証拠金所要額及び注文中証拠金を減じた額となります。お客様が注文入力される時点での取引可能額は、受入証拠金の総額から証拠金所要額、注文中証拠金及び出金依頼額を減じた額となります。

#### **(売買注文の指示)**

第9条 本システムを利用して売買注文を委託する際は、準則第6条に定める指示事項を入力して行うものとします。

#### **(売買注文の受付、種類)**

第10条 お客様からの売買注文は、原則としてサーバーメンテナンス作業時間を除く時間で、当社がお客様からの注文入力内容を受信し、確認した時点で注文の受け付けとします。なお、原則として本システム以外（電話、FAX、メール等）からの受注は致しません。

- 2 お客様が本システムを利用して取引できる注文の種類及び条件は、当社が定めるものとします。

### (売買注文の執行)

第 11 条 お客様が委託された売買注文は、原則として受付後、商品取引所の立会時間中は即時、立会時間外は次に行われる立会で執行されます。ただし、本取決め事項第 12 条 3 項に該当する場合、または、次の事項のいずれかに該当する場合の売買注文は執行されません。

- (1) 当月限建玉の新規売買注文である場合
- (2) お客様が委託した売買注文の内容が公正な価格形成に弊害をもたらすものであると当社が判断した場合
- (3) 関係諸法令及び商品取引所の準則等並びに本取決め事項に基づき、当社が不適当と判断した場合
- (4) 投資可能資金額を超過する新規売買注文である場合
- (5) その他、取引の健全性に照らし、当社が不適当と判断した場合

### (売買注文の有効期間、取消、変更)

第 12 条 お客様が委託された売買注文は、未成立注文に限り、本システムを利用して取消、または変更を行うことができます。ただし、お客様が立会終了直前に売買注文を行った場合、当社が売買注文を受け付けたとしても、商品取引所に発注が間に合わなく売買注文が失効となる場合があります。その場合、売買注文は無効となります。

- 2 お客様が委託された売買注文の取消または変更は、取引の性格上、その処理が完了するよりも早く売買注文が約定する可能性があり、当社がお客様からの売買注文の取消または変更を確認し、売買注文を受け付けたとしても、その処理の完了を保証するものではありません。
- 3 次の事項のいずれかに該当する売買注文の場合は、取消または変更を行うことができません。
  - (1) お客様の口座内の不足金を解消する処理を行うために当社が発注した仕切注文
  - (2) お客様の口座内の建玉制限を超える建玉を処理するために当社が発注した仕切注文
  - (3) お客様の口座内の当社が定める「指示日」の日中立会終了時までには決済されていない建玉を処理するために当社が発注した仕切注文
  - (4) お客様の口座内がロスカット状態になった建玉を処理するために当社が発注した仕切注文
- 4 お客様が本システムを利用して取引できる売買注文の有効期限は、最長で 10 営業日の期間設定とします。

### (注文の照会及び口座の管理)

第 13 条 お客様が本システムを利用して当社に委託した取引の内容及びその結果については、本システムの各種照会画面等にて確認するものとします。

- 2 お客様の不足金の照会及び不足金発生時の対処については、本取決め事項第 14 条を遵守し、ご自身が本システムを利用して行うものとします。

### (不足金不納による建玉の処分等)

第 14 条 不足金が発生した日(清算機構が定める計算区域毎の日)の翌営業日正午までに、本取決め事項第 16 条第 2 項に定めた方法により不足額以上の入金を確認できない場合、または、お客様ご自身で建玉の処分による不足を解消するための処理をされず、もしくは行った処理等が不十分な場合は、準則第 14 条の規定にかかわらず建玉の全部または一部を任意に処分するものとします。また、相場の状況により、不足金が発生した翌営業日中に建玉の処分ができない場合には、不足金が発生した翌々営業日以降に建玉の全部または一部を任意に処分するものとします。

- 2 本システムによる取引においては、準則第 16 条の規定にかかわらず、原則として受け渡しによる決済はできません。なお、東商取の商品の当月限建玉については、次項に定める「指示日」の日中立会終了時まで建玉が決済されていないときは、翌夜間立会以降の売買立会において処分するものとします。
- 3 指示日とは、とうもろこし及び一般大豆にあつては当月限納会日の属する月の 1 日(休業日である場合順次繰り上げる)とし、その他の取扱銘柄にあつては当月限納会日の属する月(取引最終日の属する月)の 15 日(休業日である場合順次繰り上げる)とします。
- 4 準則第 24 条の規定に定める臨機の措置が講ぜられたときは、同条の規定に基づいて当該建玉を処分等する場合があります。
- 5 お客様の建玉が商品取引所の定める建玉限度を超えることとなった場合等は準則第 26 条の規定に基づき処分します。

### (SPAN パラメータ等の変更)

第 15 条 SPAN パラメータ等は、当社がシステム処理を行う毎営業日日中立会終了から夜間立会開始前までの間に変更し、当該残玉及び新規注文に対する証拠金所要額の変更をお客様の口座に反映します。なお、システム処理の状況により、多少時間がずれ込むことがあります。

- 2 お客様が毎営業日立会終了後に翌営業日の新規売買注文を発注された場合、翌営業日から適用される SPAN パラメータ等の変更の減額により証拠金不足が発生することがあります。

### (金銭の受払い)

- 第 16 条 金銭の受払いは原則として当社及びお客様双方が銀行口座振込みによって行い、振込み手数料は振込み側の負担（クイック入金を利用した振込みの場合は当社の負担）とします。
- 2 当社への入金には当社指定の銀行口座またはクイック入金を利用してお振込みください。毎営業日午後 3 時 15 分（クイック入金に関しては午後 3 時 10 分）までに当社において着金確認ができた場合は当日受付の処理とします。また、毎営業日午後 3 時 15 分を過ぎて着金確認された場合は、翌営業日の入金として口座に反映します。
  - 3 出金依頼は出金可能額の範囲内で本システムを利用して行うことができます。毎営業日午後 3 時 30 分までに当社で確認できた出金依頼額を 4 営業日以内にお客様が申告されている金融機関口座に振込みます。なお、現在は、翌営業日に振込みを行っております。  
ただし、出金依頼後の口座内容の変化等により、出金が出来ない場合もしくは減額される場合があります。
  - 4 お客様が指示された出金依頼を取消される場合は、本システム上で取消することができます。また、お電話でも受け付けます。ただし、手続きの都合上取消できない場合があります。

### (振替処理)

- 第 17 条 お客様の口座内に売買差益金が発生した場合、もしくは売買差損金が発生した場合、当社はお客様に通知することなく、毎営業日日中立会終了後に、当該額の振替処理を行うものとします。

### (手数料)

- 第 18 条 本システムご利用における手数料は、当社が定める手数料を適用し、建玉を決済した時に徴収します。

### (通知事項及び届出事項の変更)

- 第 19 条 お客様が予め当社に届出された、準則第 5 条の通知事項及びその他の届出事項（メールアドレス等）に変更があった場合は、直ちに当社の定める手順により変更手続きを行うものとします。なお、お客様から変更手続きがなく、当社において通知事項並びに届出事項に変更があったと確認された場合は本取決め事項第 20 条を適用するものとします。また、当社に変更手続きが行われなかったために発生した事故について、当社は一切の責任を負わないものとします。

### (本システム利用の中止及び解約)

- 第 20 条 次の事項のいずれかに該当する場合は、本システムの利用は中止され、解約と

します。

- (1) お客様が当社における口座の解約を申し出られた場合
- (2) お客様が本取決め事項及び準則に違反した場合
- (3) お客様から当社のサーバーに対して不正又は有害なアクセスがあった場合
- (4) 口座管理を適切に行わなかった場合
- (5) お客様から頂いた書類の記載内容及び申告内容に虚偽のあったことが判明した場合
- (6) 通知事項及びその他の届出事項に変更があったにもかかわらず、変更手続きが行われない場合
- (7) 当社からのメールまたは郵送物がお客様によって正常に受け取られない場合
- (8) 当社が本システムを廃止した場合
- (9) お客様の口座残高がない状態で9年を経過した場合、または当社が必要と判断した場合（再度本システムを利用する場合は、新たに口座開設申込み手続きが必要になります）。
- (10) お客様が暴力団員・暴力団準構成員・総会屋等の反社会的勢力のいずれかに該当することが判明した場合
- (11) お客様が反社会的勢力との間で何らかの関係を有していることが判明した場合
- (12) お客様が自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為を行い、当社が契約を継続しがたいと判断した場合
- (13) お客様が外国P E P sに該当することが判明した場合
- (14) 実質的支配者が不透明な法人に該当することが判明した場合
- (15) その他、当社がお客様の本システム利用は不適當であると判断した場合

#### **(反社会的勢力の排除に関する解約の特例)**

第20条の2 お客様が第20条の(10)、(11)または(12)のいずれか項目に該当することが判明した場合は、催告なしで本システムの利用が停止され、又は強制決済により解約されても一切異議を申し立てることができず、また、賠償ないし補償を求められないとともに、これにより損害が生じた場合は、その一切がお客様の責任となります。

#### **(本システムの障害時及び非常時における連絡先等)**

第21条 本システムの障害時及び非常時の連絡先は、当社インターネット事業部（電話番号 03-5543-2400）とし、受付時間は毎営業日午前8時から午後5時30分までとします。その際の売買注文については、本人確認を経た後に決済注文に限り受け付けるものとし、電話連絡以外の方法による注文は受け付けません。また、障害の程度により当社においても注文の執行ができない場合があります。

### **(本システムの内容の変更)**

第 22 条 当社は、お客様に通知する事なく本システムで提供する内容を変更することがあります。

### **(本取決め事項の改定)**

第 23 条 本取決め事項は法令の変更や商品取引所の指示、その他の理由で必要が生じた時は改定されます。また、当社は本取決め事項に改定が行われた場合、遅滞なくお客様にその内容を当社に登録されているメールアドレスに通知し、さらにログイン後の画面内に表示します。変更の効力は通知した時から生じるものとします。

### **(債務の弁済)**

第 24 条 お取引の結果、毎営業日日中立会終了時に帳尻金が損金となり、当社に立替金が発生した場合、お客様は立替金相当額（手数料額及び消費税額を含む）を発生日の翌営業日正午までに当社に支払うものとします。

### **(免責事項)**

第 25 条 当社は次に掲げる事項の一切の責任を負わないものとします。

- (1) お客様、プロバイダー、当社、当社に情報を提供する商品取引所または情報ベンダーのいずれかのシステム機器、通信回線等に障害が発生した場合
- (2) 当社に情報を提供する商品取引所または情報ベンダーから、当社に対して誤った情報が配信された場合
- (3) 当社の提供する本システムの内容について欠陥が生じた場合
- (4) 本サービスで提供する内容につき欠陥が生じた場合
- (5) 天災等による障害により当社の本システムの停止、遅延、誤謬、欠陥等が生じた場合
- (6) その他、当社の責めに帰す事ができない事由による場合

### **(準拠法及び合意管轄)**

第 26 条 本取決め事項に関する準拠法は日本国法とします。また、お客様と当社との紛争に関する訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### **(その他)**

第 27 条 本取決め事項に定めのない事項または本取決め事項の履行につき疑義を生じた時は、双方誠意をもって協議し、円満解決を図るものとします。



(附則)

- 「電子取引に関するお取決め事項」は平成17年5月1日より施行する
- 「電子取引に関するお取決め事項」の改定は平成17年10月7日より施行する
- 「電子取引に関するお取決め事項」の改定は平成18年5月10日より施行する
- 「電子取引に関するお取決め事項」の改定は平成19年2月1日より施行する
- 「電子取引に関するお取決め事項」の改定は平成20年1月4日より施行する
- 「電子取引に関するお取決め事項」の改定は平成20年7月22日より施行する
- 「電子取引に関するお取決め事項」の改定は平成21年5月7日より施行する
- 「電子取引に関するお取決め事項」の改定は平成21年10月1日より施行する
- 「電子取引に関するお取決め事項」の改定は平成22年3月23日より施行する
- 「電子取引に関するお取決め事項」の改定は平成23年1月1日より施行する
- 「電子取引に関するお取決め事項」の改定は平成23年2月28日より施行する
- 「電子取引に関するお取決め事項」の改定は平成23年6月1日より施行する
- 「電子取引に関するお取決め事項」の改定は平成23年8月8日より施行する
- 「電子取引に関するお取決め事項」の改定は平成25年2月12日より施行する
- 「電子取引に関するお取決め事項」の改定は平成25年12月1日より施行する
- 「電子取引に関するお取決め事項」の改定は平成26年7月22日より施行する
- 「電子取引に関するお取決め事項」の改定は平成27年1月13日より施行する
- 「電子取引に関するお取決め事項」の改定は平成27年3月1日より施行する
- 「電子取引に関するお取決め事項」の改定は平成27年4月1日より施行する
- 「電子取引に関するお取決め事項」の改定は平成28年4月1日より施行する
- 「電子取引に関するお取決め事項」の改定は平成28年9月20日より施行する
- 「電子取引に関するお取決め事項」の改定は平成31年4月1日より施行する